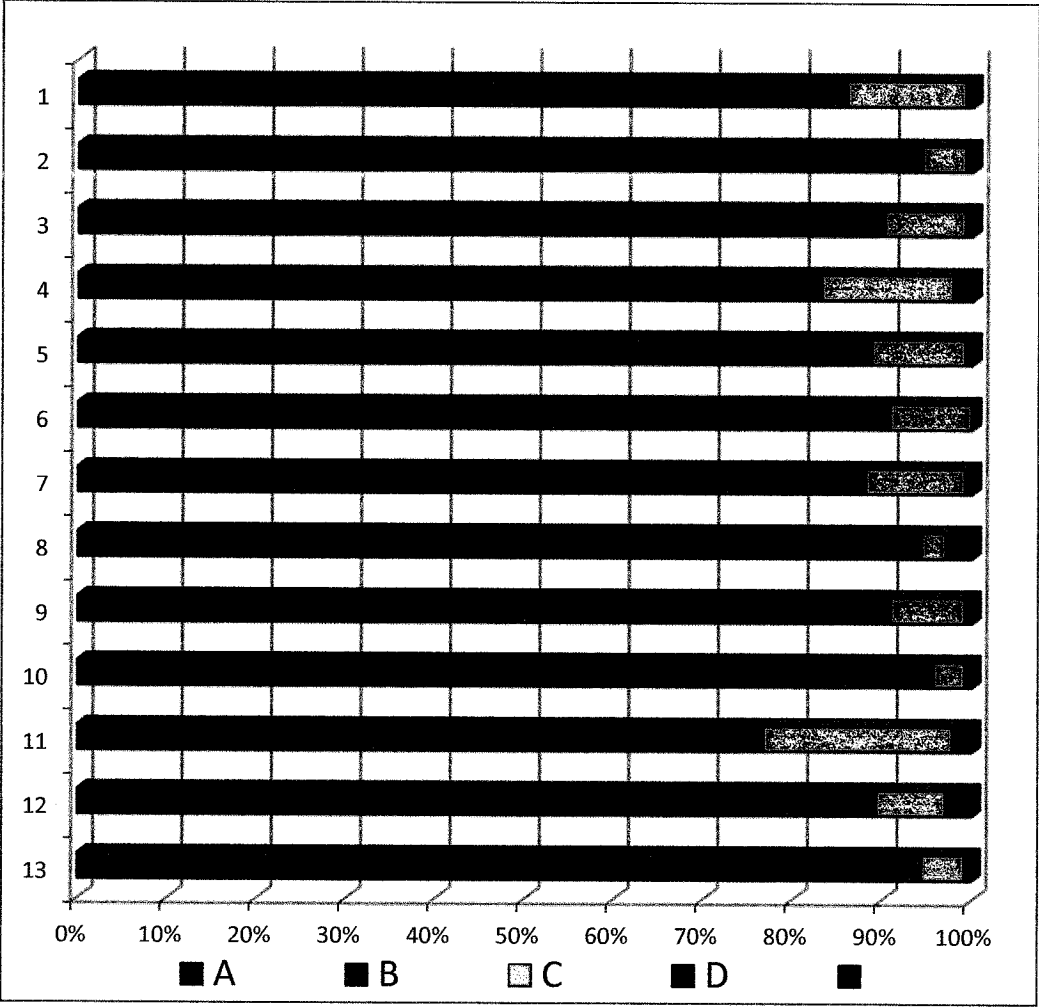


令和7年度 学校運営改善のためのアンケート（保護者 全学年）

質 問 項 目			A	B	C	D
1	学校教育目標達成に向けた取組により、子どもたちが「知・徳・体・夢」の生徒像に育っている。	①自ら学び自らぶ生徒の育成(知)	34.3%	51.7%	13.3%	0.7%
2		②心豊かな生徒の育成(徳)	42.7%	51.7%	4.9%	0.7%
3		③たくましい生徒の育成(体)	37.8%	52.4%	9.1%	0.7%
4		④のぞみつつける生徒の育成(夢)	32.2%	51.0%	14.7%	2.1%
5	学校は、学力向上を目指し、授業改善に努めている。		38.5%	50.3%	10.5%	0.7%
6	学校は、保護者・地域の人々からの願いや要望に応えようと努力している。		44.1%	46.2%	9.1%	0.0%
7	学校は、生徒の悩みや相談に適切に対応している。		41.3%	46.9%	11.2%	0.7%
8	子どもは、規律ある態度が身についている。	①服装・身だしなみが整い、挨拶・返事・適切な言葉遣いが出来ている	64.3%	30.1%	2.8%	2.8%
9		②授業規律を守り、学習に取り組んでいる。	48.3%	42.7%	8.4%	0.7%
10	子どもは、規律ある態度が身についている。		49.0%	45.5%	3.5%	0.7%
11	子どもは、授業での取組により、基礎的な学力を身につけている。		32.2%	44.1%	21.0%	2.1%
12	子どもは、体力向上のため体育の授業や部活動に積極的に取り組んでいる		52.4%	35.7%	7.7%	2.8%
13	地域や保護者は学校と協力し、子どもの安全を守り、健全育成に努めている。		44.1%	50.3%	4.9%	0.7%

A…よくできている B…少しできている
C…あまりできていない D…全くできていない

回収率 1年 2年 3年 全校
31.3% 21.2% 20.6% 24.4%

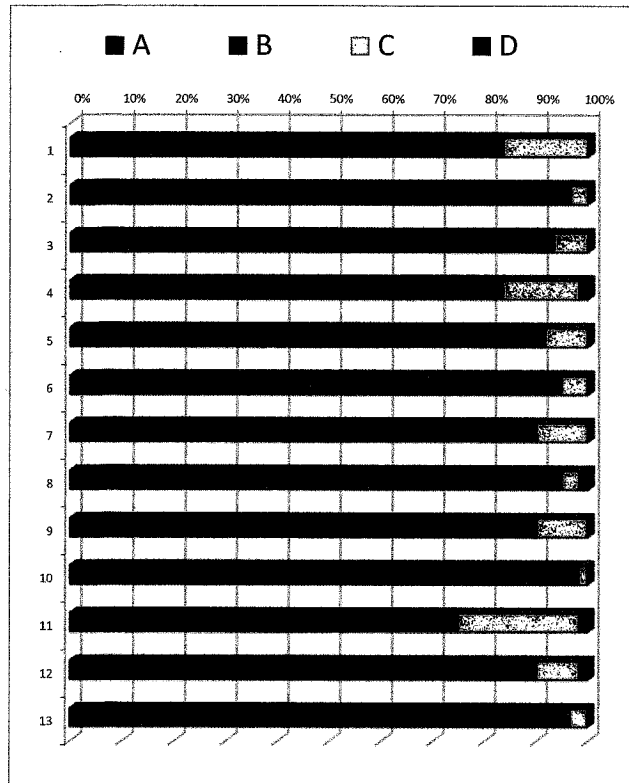


A:よくあてはまる B:少しあてはまる
C:どちらかというとあてはまらない D:まったくあてはまらない

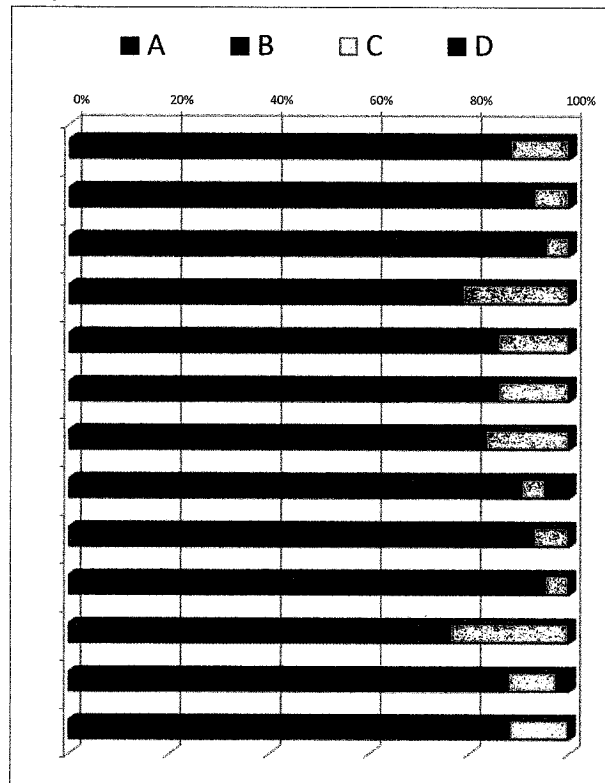
令和7年度 学校運営改善のためのアンケート(保護者 全学年)

		1年生(人)				2年生(人)				3年生(人)				1年生(%)				2年生(%)				3年生(%)			
質問項目		A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D
1	学校教育目標達成に向けた取組により、子どもたちが「知・徳・体・夢」の生徒像に育っている。	22	29	10	0	10	27	5	0	17	18	4	1	36.1	47.5	16.4	0.0	23.8	64.3	11.9	0.0	42.5	45.0	10.0	2.5
2	①自ら学び自らぶ生徒の育成(知)	25	34	2	0	15	24	3	0	21	16	2	1	41.0	55.7	3.3	0.0	35.7	57.1	7.1	0.0	52.5	40.0	5.0	2.5
3	②心豊かな生徒の育成(徳)	23	34	4	0	13	27	2	0	18	14	7	1	37.7	55.7	6.6	0.0	31.0	64.3	4.8	0.0	45.0	35.0	17.5	2.5
4	③たくましい生徒の育成(体)	22	29	9	1	10	23	9	0	14	21	3	2	36.1	47.5	14.8	1.6	23.8	54.8	21.4	0.0	35.0	52.5	7.5	5.0
5	④のぞみつつける生徒の育成(夢)	22	34	5	0	12	24	6	0	21	14	4	1	36.1	55.7	8.2	0.0	28.6	57.1	14.3	0.0	52.5	35.0	10.0	2.5
6	学校は、学力向上を目指し、授業改善に努めている。	28	29	3	0	17	19	6	0	18	18	4	0	46.7	48.3	5.0	0.0	40.5	45.2	14.3	0.0	45.0	45.0	10.0	0.0
7	学校は、保護者・地域の人々からの願いや要望に応えようと努力している。	30	25	6	0	12	23	7	0	17	19	3	1	49.2	41.0	9.8	0.0	28.6	54.8	16.7	0.0	42.5	47.5	7.5	2.5
8	子どもは、規律ある態度が身に付いている。	45	13	2	1	20	18	2	2	27	12	0	1	73.8	21.3	3.3	1.6	47.6	42.9	4.8	4.8	67.5	30.0	0.0	2.5
9	①服装・身だしなみが整い、挨拶・返事・適切な言葉遣いが出来ている	31	24	6	0	16	23	3	0	22	14	3	1	50.8	39.3	9.8	0.0	38.1	54.8	7.1	0.0	55.0	35.0	7.5	2.5
10	②授業規律を守り、学習に取り組んでいる。	30	29	1	0	19	21	2	0	21	15	2	1	50.0	48.3	1.7	0.0	45.2	50.0	4.8	0.0	53.8	38.5	5.1	2.6
11	子どもは、授業での取組により、基礎的な学力を身につけている。	19	26	14	1	12	20	10	0	15	17	6	2	31.7	43.3	23.3	1.7	28.6	47.6	23.8	0.0	37.5	42.5	15.0	5.0
12	子どもは、体力向上のため体育の授業や部活動に積極的に取り組んでいる	37	18	5	1	20	16	4	1	18	17	2	2	60.7	29.5	8.2	1.6	48.8	39.0	9.8	2.4	46.2	43.6	5.1	5.1
13	地域や保護者は学校と協力し、子どもの安全を守り、健全育成に努めている。	26	33	2	0	16	21	5	0	21	18	0	1	42.6	54.1	3.3	0.0	38.1	50.0	11.9	0.0	52.5	45.0	0.0	2.5

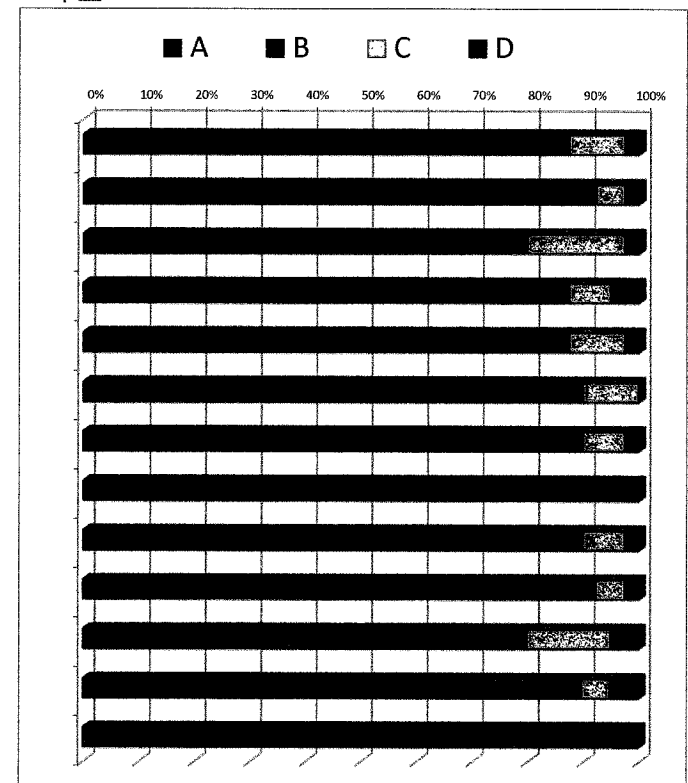
1年生



2年生



3年生



数字の先生が後期で変わると聞いています。これまで子供が信頼できる担任の先生が担当でしたが変わる事で子供の学習意欲が変化しないか不安を持っています。あくまで他の保護者から聞いた話ですが、次の担当の先生はあまり子供の状況を見ずに自分のペースで授業を進める方だと聞いたことがあります。中学は高校進学に向けて学習意欲を高める重要な時期だと思うので、子供の学習意欲向上に努めてもらいたいと思います。

宿題等を積極的に出してほしい

字を書いたり、紙の本を読む時間を今より作っていただきたいです

受験対策に力を入れてください

いつも学業や部活などとても良く行き届いた関わりを持っていただいております。授業や展開、作文や発表などうちの子には難しい授業もあると思います。楽しく学校に登校しておりますので引き続きご迷惑をおかけすることもあるとは思いますがよろしくお願い致します。

以前近くのドラッグストアで強盗事件があった際、犯人が逃走したため部活動中の生徒に危険が及ばないように、教室に集める対応していただいたのは良かったです。

いつも丁寧な対応をありがとうございます。子ども自身がきちんと応じられるように家庭でも指導していきたいと思います。

相談事があった時、担任の先生は話を聞いてくださり直ぐに対応していただきありがとうございました。

ジャージ登校の日も制服を持参しなくてはならないのなら、ジャージ登校自体を見直した方が良いのではないのでしょうか？たださえ、荷物がたくさんなのに、そこに制服を詰め込んで行くのは疑問です。制服を持参させるなら、ジャージで受ける授業が終わり次第、その後は制服に着替えて授業を受けるとするか。逆に、ジャージ登校をOKにして、その後の授業にもジャージで参加して良いならば、制服は不要なのでは？と思ってしまいます。

自転車にヘルメットをかぶるように指導したり、災害用に水を用意したりと子供の安全を考えてくれていてありがたい。健全で前向きな学校生活を送れるようによろしくお願いします。

特にございません。実態が見えない部分があり、上記の回答とさせて頂いておりますが、毎日休むことなく学校に通えていること、先生方の日頃の温かいご指導あってこそと心より感謝しております。今後ともご指導よろしくお願いいたします。

鼻息する様なことのない様、平等に見てほしい。

部活動の取り組みについて、学校は運用を顧問任せになっていないか？顧問の先生が大変そうです。一方で、子供たちのためになるべく長い練習時間を確保されたいのは理解できますが、酷暑の時期や雨天時、生徒が明らかに疲れている時、体調不良者が多い時などは、状況に応じて部活動をすぐに中止するなど、臨機応変な運用を求めたいです。また、長時間ダラダラと練習するのも、果たして意味があるのか疑問です。

1年生の時でしたが、2年生もテスト前補習をしていただけると学力向上に繋がりますので希望します。

日頃より子どものために丁寧な対応をしていただき、また4月の通院治療後もメンタル面で落ち込む事もなく元気に登校、部活に参加しており、感謝しています。学年便り等の情報が親子の会話につながり、楽しく拝見しています。配信の方が親へ確実に届くのでありがたいです。

中学に入り、体力が付き、精神力が強くなったように思います。先生方のおかげで安心した環境の中、過ごせています。フィールドワークも事前学習や計画を楽しそうにしている、都内へ出ることをちょっぴり心配していましたが、お友達と協力して無事に帰ってきてくれて、貴重な経験をさせてもらいました。ありがとうございました。部活でも顧問の先生に温かくご指導いただき、技術的なことも層ですが、その他にも大切なことを沢山学ばせていただいています。ありがとうございます。

学校公開、授業参観等の頻度を増やして欲しいです。

いつもありがとうございます。楽しく通えていて大変ありがたく思っています。

いつでもオンライン授業を受けられる体制を整えてほしい。また部活の大会で休んだ授業の補填（動画視聴など）があると遅れを取らずに済むので有難いです。

いつも子供達を見守ってくださりありがとうございます。

難しい授業があると子供から聞く時があります。内容を聞くと、説明が少し難しい言葉使いなどがあるように見受けられる時があります。

昨今のスポーツ強豪高校での部活における生徒の不祥事やいじめの報道を見るたびに、その予兆は中学の部活からすでに存在していると思うことがあります。軌道修正するのは、学校教育なのか家庭なのかはわかりませんが、難しいですね。

服装や髪型等、その他学校生活のルールを変えた際は保護者にも周知してほしい。服装・髪型に関して同じ先生が年によって言っていることが違うということもあった。一学期中間テストがない分、期末テストの範囲が広すぎる。中間テストをするか、間に小テスト等をして、その範囲は期末から除外するなど何か対応してほしい。タブレット学習は便利で有効な面もあるだろうが、タブレットでの回答を求める授業のふりかえり・感想等が重なって負担が大きいことがある。何でも「後でタブレットでやっというて」ではなく、そもそも、授業内で終わるような指導計画を立ててほしい。

校舎がだいぶ古くなっているののでトイレなどだけでもリフォームしてあげてほしい。体操服やジャージで登校したらそのまま帰宅させてほしい。わざわざ学生服に着替えさせる意味がわからない。教科書、部活の荷物だけで大変な荷物量なので学生服を無理にリュックに押し込んでまで帰りだけ着替えさせるのはおかしいと思う。

大会前・当日の部活動が長時間になってしまったり、予定表や進行表と異なる場合の連絡がなく、または遅い。連絡方法がLINE・teams・他の連絡アプリなど様々で全体に連絡が回らないので、改善して欲しい。

もっと生徒の事を考えるべきです。嫌だと思った事を言っていたトマトま

3年間通して内申評価がシビアだったと感じている。学力に応じた公立高校への進学が難しく、私立高校への進学にせざるを得なかった。

いつもお世話になっております。普段から子供達に寄り添ってくださり感謝しています。中学校生活残り少なくなってきましたが、よろしくお願い致します。

学内の設備環境の管理について、一時生徒の不祥事などで教師による使用禁止などありましたが生徒の健康に関する教師の管理監督に問題があると感じております。

我が子は四中での生活を毎日楽しみに登校しています。学年の垣根を越えて、一生懸命生徒と向き合ってくくださる教職員の方々のおかげと感謝しております。1点お願いです。学年だよりは月初めに出していただけるとありがたいです。

威圧的な態度の先生は態度をもう一度改めていただきたい。小学校からの負の接触のある児童とのクラスを一緒にする行為はどうかと思う。

Thank you for helping my children for their education and development

体育祭の種目を以前のように増やした方が子供たちもより楽しめると思う。

生徒の特性に応じたきめ細やかな教育・指導をよろしくお願いします。

いつも子供のやりたい事、頑張りたい事をサポートしていただきありがとうございます。仲間に恵まれ、楽しく充実した中学校生活を送る事が出来ています。

盗撮防止等に係るガイドライン（案）

令和 7 年 1 2 月

朝霞市立朝霞第四中学校

目 次

1	目的	1
2	定義	1
3	対象	1
4	未然防止対策	1
	（1）環境整備及び点検	
	（2）個人所有端末の利用制限	
	（3）来校者への協力依頼	
	（4）教職員への研修・児童生徒への指導	
5	発覚後の対応	2
	（1）被害者保護	
	（2）警察への通報等	
	（3）教職員が加害者の場合	
	（4）児童生徒が加害者の場合	
6	継続的な見直し	3
7	関係法令	3
	（1）教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律	
	（2）性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の 映像に係る電磁的記録の消去等に関する法律	
	（3）埼玉県迷惑行為防止条例	
	（4）児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等 に関する法律	
	（5）個人情報保護に関する法律	
8	相談先	3
	（1）埼玉県教育委員会	
	（2）朝霞市教育委員会	
	（3）性暴力等犯罪被害に関する相談窓口	

朝霞第四中学校における盗撮防止等ガイドライン

1 目的

このガイドラインは、本校関係者に関する盗撮を未然に防止し児童生徒や教職員等のプライバシーと安全を守ることを目的とする。併せて、盗撮発覚後の被害者の保護、被害の拡大防止及び再発防止を図ることを目的とする。

2 定義

本ガイドラインにおいて、盗撮とは、相手の同意を得ずに他人の身体や下着などを撮影する行為及び盗撮目的で、写真機、ビデオカメラその他の機器を設置することを指し、「7 関係法令」に定めがあるものとする。

3 対象

(1) 対象者

本校生徒及び教職員並びに来校者

(2) 対象場所

本校敷地内及び校外において教育活動が行われる場所

4 未然防止対策

(1) 環境整備及び点検

ア 環境整備

- (ア) 校内のすべての場所について、常に整理整頓を行う。
- (イ) 特に更衣等を行う場所には、仕切りやカーテンを設置し、外部からの視線を遮断する。
- (ウ) 更衣室等の鍵の管理や貸し出しについてはキーボックスで保管するなど適切に管理する。

イ 点検

施設の状況等について、日常点検、定期点検、臨時点検を行う。その他、必要に応じ巡回を行う。

(ア) 日常点検

清掃指導や巡回等の際に、不審な物がないかなどを確認する。

(イ) 定期点検

- a 学期に1回以上、別添「盗撮防止にかかる定期点検票」に従い点検を行う。なお、学校保健安全法に基づく施設及び設備の安全点検と合わせて実施することも可とする。
- b 点検は、管理職と管理職以外の職員がペアとなって行う。
- c 修繕が必要な場合は関係課と協議し迅速に対応する。
- d 盗撮や盗撮が疑われる状況を確認した時は、朝霞市教育委員会に報告するとともに、警察にも通報を行い関係課所と連携を図る。

(ウ) 臨時点検

- a 点検方法等については(イ)定期点検と同様とする。((イ)aを除く。)

b 年末年始や夏季休業日などの長期休業、体育祭や文化祭などの学校行事の直前直後などに行う。

c 水泳の授業等のための更衣を行う場所については、特に留意して点検を行う。

(2) 個人所有端末の利用制限

ア 教職員は、個人所有のスマートフォン等を児童生徒の活動場所へ持ち込むことを禁止する。ただし、校外学習における引率者同士の連絡手段等としてスマートフォンを使用する場合は、管理職が使用内容等を精査し許可した場合に限り認められるものとする。

イ 学校の機器を利用して撮影した写真や映像などのデータは所定のフォルダに保存し管理するとともに、保存後は機器内のデータを速やかに削除する。

(3) 来校者への協力依頼

ア 全ての来校者に対し、事務室等での記名や名札の着用を求める。

イ 来校者が児童生徒等の撮影を行う場合には、個人情報やプライバシーなどに配慮するよう協力を求める。

ウ 必要に応じ来校者の立入りを許可しない区域を定め、掲示するなど来校者の立入りを制限する。

(4) 教職員への研修・児童生徒への指導

ア 教職員向け研修

不祥事防止のため、不祥事防止研修プログラムに則った研修などを適時適切に行う。その際には、「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に規定する盗撮行為は原則懲戒免職処分の対象となることを周知徹底する。

イ 生徒への指導

授業等を通じて、生徒に対してスマートフォン管理の重要性や盗撮の違法性、被害の深刻さ、倫理的問題等について指導を行う。また、校内で不審な物や不審な人物を見かけたら、すぐに教職員に伝えることなども指導する。併せて、保護者にも指導内容等を周知し、協力を求める。

ウ その他の啓発等

(ア) 盗撮を発見した際には直ちに通報する旨又は盗撮を防止するため定期的に校内巡回を行っている旨のポスター等を学校の敷地内に掲示する。

(イ) 生徒及び保護者に対して、警察庁の匿名通報や県教育委員会及び朝霞市教育委員会が設置する相談窓口を周知する。

5 発覚後の対応

盗撮または盗撮が疑われる事案が発覚した場合は、迅速に警察に通報するとともに被害者の保護など、適切な処置を行う。

(1) 被害者保護

ア 盗撮をされている状況にある場合は、被害者を現場から退避させる。

イ 必要に応じ状況等について確認を行う。

ウ 被害者が生徒である疑いがある場合は、保護者に速やかに連絡を行う。

エ 被害生徒の登校については、オンライン授業など必要に応じた代替措置を検討する。

オ 被害者にはカウンセリングや心理的サポートを提供する。

カ 盗撮画像や動画が SNS などで拡散されていることが確認された場合は、プロバイダーなど関係機関に削除に関する相談を、生徒及び保護者と連携して行う。

(2) 警察への通報等

ア 迅速に管轄の警察へ通報する。

イ 警察への第一報後については、被害生徒、保護者等と相談して対応する。

ウ 警察から指示を受け、被害者等から被害にあった際の状況等を聴取する。また、証拠（映像、機器等）を保全する。

(3) 教職員が加害者の場合

ア 朝霞市教育委員会へ報告を行うとともに、事実確認を行い適切な処置を行う。

イ 保護者及び生徒への説明会を開催し、事件の概要と再発防止策についての説明を行う。

(4) 生徒が加害者の場合

ア 朝霞市教育委員会へ報告を行う。

イ 加害生徒の保護者に速やかに連絡を行う。

ウ その後の対応については、警察と連携して行う。

6 継続的な見直し

法改正等を踏まえ、本ガイドラインの見直しを継続的に行っていく。

7 関係法令

- (1) 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（児童生徒性暴力防止法）
- (2) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（性的姿態撮影等処罰法）
- (3) 埼玉県迷惑行為防止条例（※盗撮行為の発生場所が県外である場合は発生場所の都道府県が定める条例）
- (4) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（児童ポルノ禁止法（18歳未満の被害者が含まれる場合））
- (5) 個人情報の保護に関する法律

8 相談先

(1) 埼玉県教育委員会

教職員コンプライアンス相談ホットライン 048-830-6629

学校電話相談 048-830-6737

(2) 朝霞市教育委員会教育管理課

048-463-0793

朝霞市こども・ほっとそうだん専用

048-423-4120

(3) 性暴力等犯罪被害に関する相談窓口

アイリスホットライン

0120-31-8341